

議案第44号

目黒区生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する
条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する
条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、目黒
区における生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模は、300
平方メートル以上とする。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（説明） 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づ
き、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模を定めるため、
条例制定の必要を認め、この案を提出します。